

《研究ノート》

近現代スペインの「ユダヤ人」

立石 博 高

はじめに

中世スペインがユダヤ人共同体をきわめて重要な構成要素として包摂していたこと、そしてユダヤ人問題を考慮することなくして社会の特質を捉えることができないことは、近年のスペイン歴史学において、共通の理解となっている。⁽¹⁾さらに、中世後期のユダヤ人に対する迫害や虐殺、一四九二年のユダヤ教徒追放を経るなかで生まれたコンベルソ(改宗者)の意で、主としてユダヤ教からキリスト教へ改宗したユダヤ人たちを指す言葉(をめぐる葛藤のなから、カステイリヤ近世社会に特異な社会的価値―「血の純潔」、すなわちユダヤ教徒やイスラーム教徒を祖先にもたないことを社会的特権の条件とする―が生まれたということも、つとに強調される点のひとつである。⁽²⁾しかし、コンベルソのキリスト教社会への同化も歲月とともに進んでいき、一八世紀には、マジョルカ島における「シユエタ」のような問題をのぞけば、スペイン社会において「ユダヤ人問題」はほとんど社会的意味をもたなくなっていた。⁽³⁾

一九世紀半ばに入ってスペインは、ふたたびユダヤ教徒に門戸を開き、様々なかたちでユダヤ人がスペインにやってくる。なかには、一五世紀末の「ディアスポラ」から初めて祖先の故地セファラード(スペインの地を指した言葉)に戻るセファルディー(スペイン系ユダヤ人)も含まれた。だが、その数はきわめて限られており、一八七七年の人口調査によれば、二一の市町村に合わせて四〇六人が在住するだけであった。⁽⁴⁾その後、さまざまな国際状況のなかで移住者が増大し、一九一〇年頃には約二〇〇〇人に達した。⁽⁵⁾続いて、第一次大戦、ギリシアとトルコの紛争、やがて一九三三年ヒトラーの政権掌握などの事件からスペインへの移住が進み(もともと多くは通過地点として利用した)、一九三六年のスペイン内戦勃発直前にはユダヤ人は約六〇〇〇人を数えたと推定される。⁽⁶⁾スペイン内戦後は、モロッコが独立する一九五〇年代半ばに北アフリカのユダヤ人が数多く移住し、彼らがスペインのユダヤ人コミュニティの中心をなすことになる。といっても、現在、セファルディー、アシケナージ(東欧・ロシア系ユダヤ人)を合わせてユダヤ人総数は、わずか一万二〇〇〇人に過ぎない。⁽⁷⁾

このように、近現代スペインのユダヤ人コミュニティは、きわめて異質の集団からなること、つまり、それぞれの歴史的・伝統的居住地域―ロシア、トルコ、モロッコ、ナチ支配下のヨーロッパ―の劇的变化に余儀なくされてスペインへと移住してきたさまざまな人々からなることを特徴としており、「セファラードへの帰還」と謳われるようなかたちでの、故地への自発的・意志的移住は例外であった。⁽⁸⁾

ところで、こうしたユダヤ人コミュニティとスペイン社会の關係から生まれる「ユダヤ人問題」は、ときに応じて大きな関心を呼んできた。つまり近現代スペインにおいて、「反ユダヤ主義」の言説は、ユダヤ人の存在の多少とかかわりなく、きわめてポレミックなものであった。というのは、スペインではカトリック国教堅持の状況が依然として続き、「宗教的自由」の実現が「ユダヤ人問題」と重なって現れたからである。したがって、この「ユダヤ人がいない、あるいはほとんどに足らない」ところに生まれる「反ユダヤ主義」を考察することは、近現代スペインの国家と宗教の關係を見る上で興味深い材料を提供すると考えられる。

本稿では、紙数の制約もあり、一九世紀から二〇世紀初めにかけてのスペインとユダヤ人の「出会い」と、そのなかでどのような問題や論争が生まれたのかをクロノロジ的に整理するととどめる。スペイン内戦勃発から現在にかけての経緯の概観さらには、近現代の各時期における国際状況と国内状況の関連、ユダヤ人到来とそのインパクトなどの「ユダヤ人問題」の詳細な研究は、別稿に譲りたい。

第一章 ユダヤ人との「出会い」

一八世紀の啓蒙改革を通じてスペインでも、カトリック教会に宗教的寛容を求め、異端審問所を批判する動きが生まれてくる。そのようななかで、一七九七年にはスペインの経済的遅れを回復する手段としてユダヤ人の経済活動を許容しようとする提案もなされるようになる。しかし一八〇二年には、実に四〇

〇年以上も前の「ユダヤ教徒追放令」が繰り返されて、地方当局に対してユダヤ人入国監視の強化が命じられている。このように一九世紀初めまで公式には非カトリック教徒の存在は認められることがなかった。

旧体制を廃止して自由主義国家体制を樹立しようとする動きが強まるなかで、異端審問所をあくまで擁護する旧勢力は、「近代の自由主義者」と「かつての隠れユダヤ教徒」とを同一視する言説をうちだして、いかなる宗教的寛容の動きにも反対した。守旧的聖職者によるそうした激しい言動は、「自由主義の三年間」が挫折する状況下、マジョルカ島ではかつてのユダヤ人の子孫とされた者の商店や宝石工房を熱狂した民衆が襲い、略奪するという事件さえ生み出した。

一八三〇年代になってスペインは領主的諸権利などのアンシャン・レジームの諸特権を廃止し、異端審問制度の最終的廃止を実現するが、カトリック国教を国民統合の拠り所とする穩健派自由主義体制のもとでは、宗教的多様性を容認する議論、そしてユダヤ人受け入れの議論が生まれる余地は乏しかった。

こうした議論が生まれたのは、革命で穩健派政権が倒れ進歩派政権が誕生した一八五四年になってからであった。しかもそれは、マグデルブルクのラビで、ドイツ系ユダヤ人の指導者であったルードヴィヒ・フィリップソンの発意によるものであった。彼は新たな立憲議会に書簡を送り、宗教的自由とユダヤ人入国の禁止撤回を求める。新議会はこれに答えて来るべき新憲法に「いかなるスペイン人も外国人も宗教上の意見によって不利益を被ってはならない」という規定を盛り込もうとするが、一八

五六年、穩健派のクーデターの前にこれは流産した。⁽¹⁵⁾

厳密な法律上は認められていなかったが、この頃から「公的な祭祀」を行なわない限りはユダヤ人の入国が認められているフランス、ドイツ、イギリスなどのユダヤ人が、商館を開設し投資を行なうためにスペインにやってきたのである。とくに五〇年代から六〇年代にかけての鉄道敷設事業で大きな役割を担ったのは彼らであった。しかし、これらの「裕福なユダヤ人」は、言うまでもなく、やがて北アフリカの地からやって来るセファルディーと共同のユダヤ人コミュニティを形成しはしなかった。⁽¹⁶⁾

さて、一四九二年から三世紀半を経て、スペイン人と追放されたユダヤ人子孫との出会いは奇妙なたちで実現した。一八五九年から一八六〇年にかけてアフリカ側のスペイン領土セウタ、メリーリヤの領有をめぐるモロッコとの係争は武力衝突に発展し、スペイン軍はテトゥアンを占領するに到った(「アフリカ戦争」)。ここに住みマイノリティーとして抑圧を受けていたユダヤ人、すなわち中世スペイン語を継承した「ユダヤ・スペイン語」を保持し、「祖国」の記憶を抱いていたセファルディーたちは、スペイン人の到来を積極的に歓迎し、スペイン人も好奇心を持ってこれに応えたのであった。⁽¹⁶⁾ うち六〇〇人はスペインに渡り、一八六〇年には「追放」後に初めて、当局の黙認のもとセビリヤに「祭祀の場」が設けられた。⁽¹⁷⁾

一八六八年、スペインで九月革命が起こり穩健派体制が倒れると、政治的民主主義の実現の一貫として宗教的自由の問題が、立憲議会での本格的議論の対象となった。そして、一八五四年

のときと同じように、ヨーロッパ各国のユダヤ人団体からの宗教的自由実現の請願が相次いで届くなか、議会での審議は、「ユダヤ人問題」をめぐる激しい論争の場となる。なかでも一八六九年四月一二日に行なわれた審議でのマンテロラ議員とカステラール議員(のちに第一共和制期に大統領となる)との論争は、それぞれカトリック保守派と民主派・共和派を代表する言説として興味深い。マンテロラは、スペインのカトリックの一体性を称え、かつ教会は常にユダヤ人に寛容であったと主張して、宗教的自由を擁護する者たちは数々の混乱を持ち込む「ユダヤ人」の同調者に過ぎない、と断言した。これに反駁するカステラールは、「福音の精神にのっとって」宗教的自由を主張する。そして「ユダヤ人」の歴史的功績をすべからく称えつつ、宗教的不寛容、そしてそれを体現した異端審問制度がヨーロッパのなかでスペインを遅らせた原因であると弾劾した。⁽¹⁸⁾

一八六九年に制定された憲法は、カトリック国教を堅持しつつも一六世紀以来初めてカトリック以外の祭祀を認めることになった。この年、モロッコ・ユダヤ人のスペイン移住が増え、バルセロナにもアルジュリア、フランスなどから移り住む者がいた。⁽²⁰⁾

第二章 王政復古から第二共和制まで

一八六九年憲法体制が根付かないまま政治的混乱が続くなかで、共和派の力が強まり、一八七三年には第一共和制が宣言された。同年、連邦主義的憲法草案がつけられるが、そこでは「教会と國家の分離」を明確に謳っていた。しかし第一共和制

は短命に終わり、翌年には王政復古が行なわれ、ふたたび保守的体制が築かれた。一八七六年憲法は、カトリック国教を宣言し、「キリスト教モラル」を尊重する限りにおいて「何人も宗教的意見によって不利益を被ってはならない」とし、カトリック以外の宗教の公的祭典・行事は禁じられるとした。⁽²¹⁾

こうした王政復古体制のなか、「教会と国家」の問題は、とりわけ知識人のあいだに「反ユダヤ主義」と「親ユダヤ主義」の激しい論争を巻き起こす。インテグリスタと呼ばれる教権的カトリックの伝統を擁護する者たちは、カトリックの一体性を損なう動きとしてユダヤ人受け入れに反対し、偏見的なユダヤ人像を描き続けた。それに対して共和派や自由教育学院に連なる知識人は、宗教的自由を主張するとともに、一五世紀末の「ユダヤ教徒追放」を否定的に評価し、国内外で高まる「反ユダヤ主義」を批判した。なかでもカステラールは、ロシアで高まる反ユダヤ主義の動きに深い憂慮を示した。⁽²²⁾

ところで、一八八一年、スペイン政府は、ロシア帝国内に住む「スペインがかつて祖国であったユダヤ人」、つまりセファルディーにスペイン帰還の道を開いた。これは半ば人道的理由、半ば経済的関心―オデッサを拠点に商業上の権益拡大をはかっていた―からであったが、初めての公式の「ユダヤ人受け入れ」の措置であった。もっとも、バルセローナに到着した者は一〇〇人に満たず、定住した者も少なかった。この措置に反発するインテグリスタたちは、一八九四年に隣国フランスでドレフュス事件が起こると、「反ユダヤ主義」の格好の材料を得た。⁽²³⁾ 二〇世紀に入ると、スペインのユダヤ人に対する関心は、上

院議員アンヘル・プリードが親セファルディー的著述活動を行ったために大きく高まった。一九〇三年にバルカンへの旅で「スペイン語」を話すユダヤ人があることを体験的に知ったプリードはセファルディーへの興味にとり憑かれ、一五世紀末の追放後ヨーロッパ各地に暮らす彼らの情報を集め、それらを新聞紙上に熱心に発表した。一九〇四年には『スペイン系ユダヤ人とカステイリーリヤ語』を、一九〇五年には『祖国なきスペイン人とセファルディーの血筋』を著して、セファルディー社会の風俗習慣、ユダヤ・スペイン語に対する人々の好奇心を誘ったのである。こうしてセファルディーへの関心が広がるなか、一九一〇年に、友好団体としてスペイン⇨ヘブライ同盟がつくられ、一九一五年には、ラビ語・ラビ文学講座がマドリッド大学に置かれ、高名なヘブライ学者でセファルディーのシャロム・ヤフダが初代教授に招かれた。また、一九一七年には政府の公式認可のもとマドリッドに「追放」後初めてのシナゴグが開かれた。⁽²⁴⁾

しかしこの「祖国なきスペイン人」への関心は、言葉の通じるセファルディーたちを「祖国」スペインのために利用しようとする政府の文化的・経済的外交政策と密接に結びついていたことに注目したい。すなわち、旧オスマン帝国領、バルカン諸国、エジプト、そしてなによりもモロッコ―一九一二年のフランスとの協定でモロッコ北海岸部を保護領として獲得した―への影響力浸透のために、現地のセファルディー社会を保護しようとしたのである。一九二四年二月、スペイン政府は、「かつてのスペイン保護民とその子孫、スペイン起源の家系に属す

る者」にスペイン国籍を与えることを決めるが、それは彼らが各地で「スペインにとって真に有用となりうるコロニー」を築いている故であった。したがって、セファルディイたちがスペインへ移住することはできるだけ阻もうとしていた。一九三〇年一月に出された機密扱いの回状は、このことを明白にものごとく述べている。スペイン国内にユダヤ人の拠点をつくりだすのは、「固有の目的を持ち、我が国の諸制度の支障のない働きを妨げ、まさに奇異な組織を生み出す」ことにほかならない、と断言していたのである。²⁹⁾

一九三一年に成立した第二共和制は、セファルディイたちのスペイン移住に関しては「経済状況」からしても困難であるとして消極的姿勢をとり続けた。しかし、政教分離を宣言し、宗教的自由を保障した新憲法体制のもとで、国内のユダヤ人の生活は活発となった。一九三一年、追放後初めてマドリッドで、ユダヤ人結婚式が祝われ、ユダヤ人協会の規約も承認されて公然とその活動を行なうようになった。また、ナチズムによるユダヤ人迫害が高まるなか、スペインの知識人のなかには「反ユダヤ主義」を激しく批判する者も現れた。サルパドル・マダリアガもその一人で、彼は一九三三年の国際連盟で、少数民族擁護の論陣を張っている。そして一九三五年にコルドバで開かれたスペイン生まれのユダヤ人哲学者マイモニデスの生誕八〇〇年祭は、中世スペインのユダヤ人迫害の歴史を批判的に省察するとともに、現在の「ユダヤ人問題」への危惧を表明する場となった。³⁰⁾

しかし、政教分離を果たした第二共和制を批判する保守派に

よる言説は、「反ユダヤ主義」と結びつくようになっていく。保守派新聞ABC紙などは、「ユダヤ人の世界的陰謀」、「国際的フリーメイソンの忌まわしい影響」が見られるとして一九三一年憲法を攻撃する。一九三三年の総選挙に際して保守派は、国内の「革命的な無秩序」の原因は、ユダヤ人、フリーメイソン、マルクス主義、そして分離主義を唱えるカタルーニヤ人にあると非難する。そして、スペイン内戦へ向けて「反ユダヤ主義」言説はますます激しさを増していったのである。ちなみに、一九三五年にヒトラーの『我が闘争』が西訳された際、訳者序文にはナチズムが「建設的で平和的な」イデオロギイだと紹介されている。³¹⁾

(一) ここでは紙数の関係から研究書を逐一紹介することはしない。差し当たり、エリー・ケドゥリー編(関哲行・立石博高・宮前安子共訳)『スペインのユダヤ人』(平凡社、一九九五年)を参照。近現代を含めて、スペインの「ユダヤ人問題」に関する書誌としては、Maïss Kapón, Uriel, *Gula española de bibliografía judaica*. Barcelona, Comisión Nacional Judía, Setarad 92, 1992; Singerman, Robert, *Spanish and Portuguese Jewry. A Classified Bibliography*. London, Greenwood Press, 1993を参照。また、スペイン系ユダヤ人に関する全体的鳥瞰と文献案内として、Díaz-Mas, Paloma, *Los sefardíes. Historia, lengua y cultura*. 2ª edición con un apéndice. Barcelona, Riepiedras Edicionesを参照。

(2) グティエレス・ニエトは、こうしたカステイリーヤ近世社会を「カースト的身分制社会」と規定した。Gutiérrez Nieto, Juan Ignacio, "La estructura castizo-estamental de la sociedad castellana del siglo XVI", *Hispania*, núm. 125, 1973, pp. 519-563. 「西の純潔」の社会的反映の事例として、拙稿「マンニャン・レミート期のマン・リード市会」、共著『もうひとつのスペイン史』(同朋舎出版、一九九四年)所収、を参照。

(3) マジールカ島では、地理的隔絶のために異端審問所の監視を免れて「隠れユダヤ教徒」の共同体が存続したが、一七世紀末に弾圧されて事実上滅んだ。火刑を免れた人々はカトリックへと改宗するが、特定地域で特定姓名をもつ人々はその後も「シヨエタ」(ユダヤ人の意「ジエエウ」から派生した言葉)と呼ばれて、さまざまな社会的差別を受けた。一八世紀後半の啓蒙改革のなかで「職業・身分差別への批判が高まるなか」「シヨエタ」は「いわれなき差別のひとつ」として改革論議の話題となった。この地域での社会的差別は二〇世紀に入っても続き、文化人類学的研究の対象ともなっている。Laub, Eva y Juan F., *El mito triunfante. Estudio antropológico social de los Chuetas mallorquines*, Mallorca, Miguel Font Editor, 1987 を参照。

(4) Avni, Haim, *España, Franco y los judíos*, Madrid, Altolana, 1982, p. 38. なお、一九世紀半ばから二〇世紀初めまでのユダヤ人到来の経過については González, Isidro, *El retorno de los judíos*, Madrid, Nerea, 1991 を

参照。

(5) Berthelot, Martine, "Retour et rapprochement: L'Espagne et les juifs (1900-1939)", *Marges* (Université de Perpignan), núm. 8, p. 76.

(6) Avni, *op. cit.*, pp. 43-44.

(7) Berthelot, M., *Cien años de presencia judía en la España contemporánea*, Barcelona, KFM Editorial, 1995, p. 105. そのうち四〇〇〇〇人がマドリドに、三五〇〇〇人がバルセロナに居住しているとされる。しかし、この著者も認めるようにロケットリチエーの統計資料が欠けているので、正確な数字は分からぬ。ちなみに、「チャーマス」は「約一四〇〇〇〇人として」、うち四〇〇〇〇人がマドリドに、五〇〇〇〇人がバルセロナに居住していると推計している。Díaz-Mas, *op. cit.*, p. 240.

(8) Berthelot, *op. cit.*, pp. 104-106 を参照。

(9) 差し消された González, I., "L'antisemitisme en l'Espanya contemporània", *L'Avenc*, núm. 198, desembre 1995, pp. 56-62; Macías Kapón, U., "Hacia la normalización de la integración del legado judío", en *Proyección histórica de España en sus tres culturas*, 3 vols., Valladolid, Consejería de Cultura y Turismo, 1993, Vol. I, pp. 189-204 を参照。また「九世紀から二〇世紀にかけて出版された「反ユダヤ主義」の著作一覽」については「La tinta del desprecio», *Raíces. Revista judía de cultura*, núm. 2, 1986, pp. 34-38 を参照。

- (20) Aronfeld, *op. cit.*, pp. 8-11.
- (21) この議論は、議会議事録に残されておらず、*Diario de Sesiones de las Cortes Constituyentes*, Tomo 47, Madrid, 1870, pp. 975-991.
- (22) Berthelot, *op. cit.*, pp. 69-70.
- (23) 藤本トキモト著、Esteban, Jorge de (ed.), *Las Constituciones de España*, Madrid, Taurus, 1981 年参照。
- (24) 例えば、カタロニーヤ人のインテグリスター、カサホ・イ・ソシエスは、『フランシスコ・マリヤセンの著した反ユダヤ的著作『ユダヤのソランヌ』を踏まえ、『ユダヤのメスイン』を著し、ユダヤ人はメスインの国民の本質に相違なくあるのだとした。Casabó y Pagés, P., *La España judía*, Barcelona, 1891. 以下の議論は、González, I., "Los católicos españoles y el problema judío en el siglo XIX, 1881-1900", *El Ojivo*, tomo XI, núm. 25, 1987, pp. 45-77 年参照。
- (25) Idem, "Los intelectuales españoles y la cuestión judía en la Europa de final del siglo XIX. La corriente liberal española", *El Ojivo*, tomo IX, núm. 21, 1985, pp. 87-110 年参照。
- (26) Aronfeld, *op. cit.*, pp. 16-18. モーロックス・カロシブの反ユダヤ主義の高まりのなか、メスインは、ユダヤ人に好意を示すことで各地への経済的・文化的影響力を増そうとした。この外交政策については、コンサレヌの学位論文に詳しく、González, I., *La cuestión judía y los orígenes del sionismo (1881-1905). España ante el problema judío*, Tesis Doctoral, Univ. de Madrid, 1984, pp. 218-334.
- (27) この書籍の題名を誤らぬように、Jareño, Jesús, *El affaire Dreyfus y España, 1894-1906*, Murcia, Editorial Godoy, 1982.
- (28) Pulido, Ángel, *Los Israelitas españoles y el idioma castellano*, Madrid, 1904, rep., Barcelona, Riopiedras, 1992; idem, *Espanoles sin patria y la raza sefardí*, Madrid, 1905, rep., Granada, Univ. de Granada, 1993. トリーノの活躍については、Aronfeld, *op. cit.*, pp. 19-23; Diaz-Mas, *op. cit.*, pp. 189-192 年参照。
- (29) Avni, *op. cit.*, pp. 22-23. ヤトヌの母語については、Israel Garzón, Jacobo, "El primer catedrático judío de la España contemporánea: Abraham Yahuda", *Rafces. Revista judía de cultura*, núm. 19, pp. 29-39 年参照。
- (30) Lisbona, José Antonio, *Retorno a Sefarad. La política de España hacia sus judíos en el siglo XX*, Barcelona, Riopiedras, 1993, pp. 28-29.
- (31) "Real Decreto de 20 de diciembre de 1924 sobre Concesión de nacionalidad española por carta de naturaleza a protegidos de origen español", en *Actas del primer simposio de estudios sefardíes*, Madrid, Instituto "Arias Montano", 1970, pp. 583-586.
- (32) Marquina, Antonio y Inés Ospina, Gloria, *España y los judíos en el siglo XX*, Madrid, Espasa-Calpe, 1987,

- pp. 60-61.
- (31) Aronfeld, *op. cit.*, pp. 37-38.
- (32) González, I., "Salvador de Madariaga y el problema judío", *El Olivo*, tomo XI, núm. 26, 1987, pp. 203-218.
- (33) *Ibid.*, pp. 218-223; Aronfeld, *op. cit.*, pp. 40-41.
- (34) ちから西訳『我が闘争』の第二版が一九三七年に出される時、「ヒトラー、ムッソリーニ、フランコ」が「新しいヨーロッパの政治的指導者」と称えられる。*Ibid.*, pp.

42-43. この時期の右派新聞の「反ユダヤ主義」言説については、Lisbona, *op. cit.*, pp. 91-98 を参照。

本稿は、平成六・七年度文部省科学研究費補助金・国際学術調査「地中海世界沿岸都市におけるマイノリティー集団のネットワーク」(研究代表者、竹内啓一、課題番号〇六〇四一〇四〇)による研究成果の一部である。

(東京外国語大学教授)